

平成25年 9月土佐清水市議会定例会会議録

第1日（平成25年 9月 3日 火曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第10号 専決処分した事件の報告について
（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第11号 専決処分した事件の報告について
（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第12号 専決処分した事件の報告について
（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第13号 専決処分した事件の承認について
（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号））

議案第44号 平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について

議案第45号 平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第46号 平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第49号 平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第53号 平成24年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 4 号 平成 2 4 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第 5 5 号 平成 2 4 年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第 5 6 号 平成 2 4 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

議案第 5 7 号 平成 2 4 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第 5 8 号 平成 2 4 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

議案第 5 9 号 平成 2 4 年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定につい
て

議案第 6 0 号 土佐清水市債権管理条例の制定について

議案第 6 1 号 土佐清水市子ども・子育て支援会議条例の制定について

議案第 6 2 号 土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第 6 3 号 土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第 6 4 号 土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 5 号 財産の取得の追認議決を求めることについて

議案第 6 6 号 財産の取得の追認議決を求めることについて

議案第 6 7 号 財産の取得の追認議決を求めることについて

平成 2 5 年 3 月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果及び平成 2 5 年
6 月土佐清水市議会定例会で付託した陳情の審査結果

日程第 4 市議会議案第 4 号 土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第 5 市議会議案第 5 号 土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい
て

市議会議案第 6 号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

日程第 6 常任委員会委員の選任について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 陳情の付託について

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 14 人

現在員数 14 人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 14 人

1 番	矢野川 周 平 君	2 番	森 一 美 君
3 番	小 川 豊 治 君	4 番	西 原 強 志 君
5 番	永 野 裕 夫 君	6 番	岡 林 喜 男 君
7 番	永 野 修 君	8 番	岡 崎 宣 男 君
9 番	瀧 澤 満 君	10 番	岡 林 守 正 君
11 番	仲 田 強 君	12 番	井 村 敏 雄 君
13 番	橋 本 敏 男 君	14 番	武 藤 清 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員

な し

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岡崎 光正 君	局 長 補 佐	東 博之 君
議 事 係 長	池 正澄 君	主 幹	稲田 誠 君
主 事 補	岡崎 正嗣 君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒原 一寿 君
税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	浦中 伸二 君	企 画 財 政 課 長	山田 順行 君
総 務 課 長	山崎 俊二 君	消 防 長	濱田 益夫 君
消 防 署 長	西田 和啓 君	健 康 推 進 課 長	山下 毅 君

福祉事務所長	二宮 真弓 君	市民課長	岡田 敦浩 君
環境課長兼 清掃管理事務所長	坂本 和也 君	まちづくり対策課長	木下 司 君
産業振興課長	磯脇 堂三 君	産業基盤課長	文野 喜文 君
水道課長	田村 和彦 君	じんけん課長	中山 直喜 君
しおさい園長	中島 東洋 君	収納推進課長	横山 周次 君
教育委員長	福重百合架 君	教 育 長	弘田 浩三 君
学校教育課長	山本 豊 君	生涯学習課長	山下 博道 君
教育センター所長 兼少年補導センター 所 長	武政 聖 君	選挙管理委員会 事務局 長	徳井 直之 君
監査委員事務局長	中山 優 君		

~~~~・~~~~・~~~~

午前１０時００分 開 会

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成２５年９月土佐清水市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

○議会運営委員会委員長（武藤 清君） おはようございます。

ただ今、議題となっております今期定例会の会期につきましては、９月２日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、全会一致をもちまして、お手元に配付しております日程案のとおりの本日から９月２６日までの２４日間と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（岡林守正君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から９月２６日までの

24日間といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月26日までの24日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により9番瀧澤 満君、11番仲田 強君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 岡崎光正君登壇)

○議会事務局長(岡崎光正君) おはようございます。

平成25年6月定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会を4回開催し、8月9日には四万十市、宿毛市を訪問し、太陽光発電施設の視察を実施。産業厚生常任委員会を1回開催いたしました。

次に、議会運営委員会を3回開催し、7月29日から7月30日までの日程で、千葉県長生村を訪問し、「通年議会について」の視察を行いました。また、9月2日には9月定例会の日程等について協議を行いました。

議会だより編集委員会を1回開催し、9月1日に議会だより第86号を発行いたしました。

また、「通年議会、議員定数削減について」の協議のため、8月8日に全員協議会を開催いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

7月25日、平成25年度市町村議会議員研修会が高知市で開催され、副議長、各議員及び議会事務局職員が出席。

7月30日、平成25年度土佐清水地区、地域安全協会総会が中央公民館で開催され、議長が出席。

8月3日、第52回市民祭あしずりまつりが開催され、議長が出席。

8月20日から22日まで、議長が沖縄県豊見城市を表敬訪問。

8月23日、平成25年度国道321号改良促進期成同盟会総会が庁内で開催され、議長が出席。

8月30日、第123回高知縣市議会議長会臨時総会が四万十市で開催され、正副議長、事

務局長が出席。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく「健全化判断比率等報告書」が8月27日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく「教育委員会の点検・評価の報告書」が8月28日に、それぞれ議長に提出されましたので、本日、皆さんに配付いたしました。

次に、閉会中の議員派遣についてご報告をいたします。

7月25日、平成25年度市町村議会議員研修会が高知市で開催され、副議長ほか2名の議員が派遣されました。

また、8月30日、第123回高知県市議会議長会臨時総会が四万十市で開催され、副議長が派遣されました。

次に、提出議案について申し上げます。

今期定例会に提出されております案件は、報告第10号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第13号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号））」までの報告4件並びに議案第44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第67号「財産の取得の追認議決を求めることについて」までの議案24件、計28件であります。

これらの案件名につきましては、議案綴りのとおりでありますので省略させていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

**○議長（岡林守正君）** 諸般の報告は終わりました。

次に、議会運営委員会委員長より、行政視察研修の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

**○議会運営委員会委員長（武藤 清君）** それでは、議会運営委員会行政視察研修の報告をいたします。

お手元に資料を配付いたしておりますから、見ていただきたいと思います。

研修期日につきましては、平成25年7月29日、7月30日の2日間であります。

研修場所、千葉県長生郡長生村、研修内容につきましては、「通年議会の取り組みについて」であります。

研修報告をいたします。

長生村は、千葉県の房総半島九十九里浜に面し、千葉市から約30キロの距離にあり、総面積は28.32平方キロ、人口1万4,934人です。

村議会は、平成22年1月から通年議会を実施しております。

今回の視察研修を実施するに当たり、議会運営委員会で事前に１３項目の質問事項を作成の上、送付しており、研修当日はこれをもとに質疑応答・意見交換を行いました。

まず、通年議会導入の背景及び理由としては、前任の村長が議会との対立を利用して住民の気を引くという政治手法を使う方であった。これに対して、議会は住民から見るとその役割がよくわからない状況があり、このため、議会の本当の姿、存在意義を住民に理解していただくためには、議会が大きく変革する必要性を感じていた。そこで、議会基本条例を制定するとともに、議会の招集権を議会側が得るため、さらに、長からの財源根拠のない政策提案に歯どめをかけるために通年議会を導入したとのことであります。

また、導入によるメリットとしては、議会側に議会の招集権が移ったことであり、臨時的な会議を再開する際、付議案件の内容について、まず議会運営委員会で審議するため、緊急性や必要性に欠ける場合は再開しない場合もあるとのことであります。

一方、デメリットとしては、執行部側がいつでも議会を開いてもらえると安易に考えるようになり補正予算の計上が非常にふえたことが挙げられるとのことであります。

このほか、導入後の問題点として、事前に十分な検証を行わないままスタートしたため、発言の取り消しや訂正といったことについて不具合が生じており、今後、会議規則などを整理する必要があるとのことであります。

今回の研修を通じ、議会と執行部との関係、市民への対応の仕方など、多くのヒントをいただいたものと思っており、今後、本市議会が通年議会を導入する上でも大変参考になったことを報告申し上げ、議会運営委員会の行政視察報告といたします。

**○議長（岡林守正君）** 以上で、委員会の視察研修報告は終わりました。

なお、各議員の詳細な報告について、閲覧の希望者は議会事務局まで申し出るようお願いいたします。

日程第３、市長提出報告第１０号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第１３号「専決処分した事件の承認について（平成２５年度土佐清水市一般会計補正予算（第３号））」までの報告４件及び議案第４４号「平成２５年度土佐清水市一般会計補正予算（第４号）について」から議案第６７号「財産の取得の追認議決を求めることについて」までの議案２４件、計２８件並びに平成２５年３月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果及び平成２５年６月土佐清水市議会定例会で付託した陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日は、平成25年9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り開会の運びとなりましたことを心よりお礼申し上げます。

本定例会には、報告案件4件と平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）をはじめとする議案24件を提出し、審議をお願い申し上げるものであります。各案件の説明に先立ちまして、当面する課題について所信の一端を述べ、ご理解を賜りたいと存じます。

今年の夏は、暑さの記録づくめでありました。四万十市江川崎では、8月12日に全国史上最高の41.0度を記録したことをはじめ、40度台が4日連続の新記録でありました。

本市におきましても、気象庁のデータによりますと、8月31日までに最高気温が30度以上の真夏日は49日を超え、最高気温は8月11日の34.7度とのことであります。

水不足も心配され、8月13日には私も市街地の水源地である加久見川を視察し、関係課と節水や取水制限など考えられる対策について協議を行ってきました。

また、6月1日から8月31日の間、熱中症疑いによる救急搬送は18人であったとの報告を受けております。

9月に入り、朝晩は涼しく過ごしやすくなってきましたが、日中はまだまだ残暑の厳しい日が続いておりますので、市民の皆様方には、お体には十分お気をつけていただきたいと思いますっております。

さて、厚生労働省が7月31日に「2010市区町村別生命表」を公表いたしました。本市の平均寿命は、女性が86.1歳、男性が75.6歳ということであり、特に男性の寿命は全国でワースト2位という結果でありました。

現在のところ所管課による細かな分析を進めておりますが、この結果を重く受けとめ、さらには特定健診の受診率の向上など今後の対策について早急に取りまとめ、市民の命を守る施策につなげていきたいと考えております。

次に、昨年の3月31日以降、国及び県から南海トラフ巨大地震による地震動・津波高・浸水域等及び被害想定が順次公表されております。

高知県では震度7が想定される地域が本市を含む30市町村、最大津波高は、本市と黒潮町では全国で最も高い約34mと推計されております。

土佐清水市の最大被害想定は、死者数2,700人、建物の全焼・全壊棟数9,500棟、直接の経済的被害3,900億円ということであり、従来の想定を大きく上回る厳しい結果となっております。

この想定結果を受け、国では現行の東南海・南海地震特措法を改正し、南海トラフ巨大地震への防災対策を支援する特別措置法を次期国会で制定する動きがあります。

特措法が制定されれば、これまで以上に国・県・市町村が一体となって、地震・津波対策の加速化と抜本強化を図っていく必要があると考えております。

私の公約でもあり、さきの市議会定例会でもご答弁させていただきましたが、今議会において、南海地震に備え、市民の命を守るために、防災に関する専門の課を設置して集中的な対策を進めるため、「危機管理課」を新設する課設置条例をご提案させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

また、さきの市議会定例会で給料減額の条例改正を議決いただきましたが、国の要請により苦渋の選択として実施をするものであることから、減額分の使い道を職員や市民に明らかにする必要があると考えており、市長等特別職を含む職員の給料減額相当額につきましては、今回、本市の喫緊の課題として取り組まなければならない防災・減災事業の財源として基金に積み立てを行うよう予算案を計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、株式会社土佐清水元気プロジェクトの平成24年度決算状況につきましては、提出しました財務諸表のとおり、加工事業の売り上げでは対前年を上回るなどの成果がありましたが、秋のメジカの不漁の影響やえさ事業の大幅な減収などによる冷凍冷蔵事業の業績が大きく影響し、最終的には481万円の赤字決算となっております。

これまで、高付加価値商品として販路を拡大してきていた清水さばを素材とする「漁師漬け」や「竜田揚げ」などの商品が、「清水さば」の不漁により原魚を確保できないという状況が続き、大口取引先との契約が成立できず、収益に大きな影響が出たところです。

このような情勢ではありましたが、前年度から商品開発をスタートした宗田節を用いた「おだしの国土佐清水」シリーズの営業・販促活動を展開しながら、県内外の高級量販店や百貨店へのアプローチなど順調に売り上げを伸ばしてきており、今後の主力商品としての手応えを得るまでになってきました。

また、地元の事業者や生産者と連携して商品づくりを行うOEM事業（他社商品の生産）も推進しており、土佐清水海洋開発など10社との取引展開、高知市内の特産品ショップの定番商品になるなどの成果も上がってきており、今後につながる大変有益な業務となってきました。

今年で本格稼働後5年目を迎える土佐清水元気プロジェクト。これまで土佐清水市長が社長を務めておりましたが、さきの総会において、常務取締役を代表取締役社長に、市長である私は代表取締役会長に、それぞれ就任いたしました。

地域の食材を活用したものづくりを通し、地域振興への寄与が最大の企業目標であることを再認識し、私がこれまで培ってきた人脈も最大限に生かし、私自身もトップセールスに努める所存でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、今年で52回目を数える「市民祭あしずりまつり」は、「楽しまん！はた博」のオフィシャルイベントにもなり、8月2日・3日の2日間で行われました。

初日の「清水のおきやく」では、舟歌やベリーダンスショー、皿鉢料理早食い競争などで夜遅くまでにぎやかなおきやくが催されました。

2日目は、テレビの人気番組「サスケ」の子どもバージョンである「コスケ」に始まり、清水高校の書道部によるパフォーマンス、清水保育園児の太鼓演奏、13チーム約550人の踊り子によるあしずり踊り、あしずり太鼓をはじめとした芸能大会など多彩な催しが行われ、夜は9,100発の花火が打ち上げられ夜空を彩りました。

今年も「夏は清水ちや」のテーマどおり、例年以上の人出がありました。特に、迫力満点の花火は「四国の花火行ってみたいランキング」の第1位に輝き、高い評価を得ているところです。

この「あしずりまつり」の開催は実行委員会をはじめ、ボランティアで参加した方など、多くの市民の皆様のご協力のおかげであります。心より厚く感謝申し上げます。

次に、今年は10月5日に姉妹都市であるマサチューセッツ州フェアヘーブンで「第14回ジョン万祭り」が開催されます。

14歳で漂流したジョン万次郎がアメリカの捕鯨船のジョン・ハウランド号に救助されたのち、ホイットフィールド船長の好意によりフェアヘーブンで勉学に励み、捕鯨船で乗組員として活躍するまでの青年期を過ごしたことを記念し、フェアヘーブンの人々が日本の文化の紹介や日米の友好・交流を目的として2年に1度開催されております。

私も10月3日から7日間の日程で、十数年ぶりに参加をいたします。

また、8月20日には、同じく姉妹都市である沖縄県豊見城市へ市議会議長、教育長とともに表敬訪問をいたしました。

これまでの四半世紀にも及ぶ両市との姉妹都市交流の歴史を大切にし、今後においても一層の友情を育みながら、ジョン万国際ネットワークの構築、情報発信の強化につなげていきたいと思っております。

続きまして、ねりんピックよさこい高知2013ゲートボール大会が10月27日・28日の2日間の日程により本市で開催されます。

ゲートボール競技は、高知県の10市6町1村1広域連合で開催される24種目の競技の中で、最も多い選手・監督が参加する競技であり、北海道から沖縄まで164チーム、約1,000人、スタッフ・観客等を含めると約2,000人の方が本市を訪れると見込まれており、本市からも高知県代表で、竜串チームが参加をいたします。

大会会場ではおもてなしとして、メジカのつみれ汁や、宗田節で出汁をとったそうめん汁を

ふるまい、物販ブースではミニ産業祭として本市の特産品等を販売するようにしております。

本大会の円滑な運営に万全を期すとともに、おもてなしの心で、全国から来られる皆様をお迎えしたいと思います。

次に、来年度の職員採用についてのご報告を申し上げますが、一般事務職若干名と土木技術職1名の採用を予定し、8月30日から受験の受付を始めております。

本年度末の退職予定者数は、定年退職者が10名、早期退職者が4名の合計14名となっております。

住民サービスの維持・向上を基本として、総合窓口の新設など事務事業の見直しや組織機構の再編・合理化などの行政改革を検討する中で、適切な職員数や人員配置等に努めていきたいと考えております。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政健全化判断比率の4つの指標を監査委員の意見を付して、平成24年度決算に基づく健全化判断比率を報告いたします。

それぞれの比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字になっておりませんので、数値は算定されていません。実質公債費比率は17.3%で昨年度から0.4ポイントの改善、将来負担比率は156.3%で昨年度から22.3ポイントの悪化となっておりますが、早期健全化基準の25%と350%をそれぞれ下回っております。

また、水道事業会計につきましても、資金不足は生じておりませんので、数値は算定されていません。

将来負担比率の悪化につきましては、近年では最大の大型事業でありました中学校新築事業の借入等により、起債現在高が前年度比10億4,400万円増加したことが原因であります。

今後においても、市街地3保育園の高台移転や清水小学校の改築など、大型事業や南海地震・津波対策など課題は山積みで、大変厳しい財政運営が続くことが予想されますが、今後に限られた財源をより効率的に活用し、健全な財政運営に取り組んでまいります。

続いて、ご寄贈の報告をさせていただきます。

土佐清水ライオンズクラブ様より、昨年に続き、市内の赤ちゃんが誕生したご家庭に対し、「土佐清水に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めて写真アルバム70冊を寄贈していただきました。

所管課を通じ各ご家庭へお渡しいたします。まことにありがとうございます。この場をおかりしまして厚く感謝申し上げます。

また、四国岩谷産業株式会社様並びに五光商事様より防災資機材「炊き出しステーション」一式を寄贈していただきました。まことにありがとうございます。目的に添って有効に活用

させていただくことといたしまして、この場をおかりしまして厚く感謝申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました各案件について、概要をご説明申し上げます。

報告案件につきましては、報告第10号から第12号までの「和解及び損害賠償額の決定について」の報告3件と報告第13号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）」の専決処分した補正予算の報告1件の計4件です。

議案第44号から議案第51号までの8件は、平成25年度一般会計補正予算（第4号）などの補正予算であります。全会計において、本年8月から来年3月までの間の給料の減額分などが含まれております。

一般会計補正予算（第4号）では、財政調整基金積立金6,630万円、給料削減によって生じた財源を南海地震対策をはじめ、防災対策のための基金への積み立てを含む「南海地震・津波対策」に4,947万7,000円、鳥獣被害防止対策など「中山間・過疎対策」に893万1,000円、「産業振興・雇用対策」に3,667万3,000円など歳入歳出それぞれ1億5,854万3,000円の補正額を計上し、一般会計予算総額は111億3,606万4,000円となります。

特別会計の給料減額分以外といたしましては、介護保険特別会計補正予算（第1号）では、平成24年度介護保険事業の確定に伴う国への精算返還金として2,016万円を計上しております。

また、再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）では、県・市・民間が出資をして太陽光発電施設設置を実施する特定目的会社への出資金として1,516万7,000円を計上しております。

議案第52号は、平成24年度水道会計事業の剰余金の処分につきまして議決を求めるものであります。

議案第53号から議案第59号までの7件は、平成24年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算と各特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。一般会計決算では、実質収支額が1億3,255万5,000円の黒字となりました。各特別会計につきましても、それぞれ黒字決算となっております。

議案第60号につきましては、市の債権の管理に関する事務処理に関し必要な事項を定め、債権管理の適正を期することを目的として「土佐清水市債権管理条例」を制定するものです。

議案第61号につきましては、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について、調査審議する機関を設置する必要があることから「土佐清水市子ども・子育て支援会議条例」を制定するものです。

議案第62号につきましては、特定公共賃貸住宅への入居者資格の変更等による管理条例の

改正であります。

議案第 6 3 号につきましては、市営住宅に整備した駐車場について、入居者から駐車場使用料を徴収・管理するための条例の改正であります。

議案第 6 4 号につきましては、南海地震対策を加速化させるため、また防災全般に関する専門課として「危機管理課」を新設するための課設置条例の改正です。

また、別冊で提案させていただきました議案第 6 5 号から第 6 7 号までの 3 件につきましては、財産の取得の追認議決をお願いするものです。

地方自治法及び条例の規定では、2,000 万円以上の物品の購入の際には、議会の議決が必要と規定されております。

しかしながら、昨年度にスクールバス 5 台を 2,296 万 6,000 円で一括購入をしておりますが、その契約には議会の議決が必要であったところですが、そのことを失念し、議決を経ないまま契約を締結したところです。

このようなことから、過去に同様の不備な契約がなかったかどうかを精査いたしましたところ、平成 17 年度に災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 3,664 万 5,000 円で購入、また平成 20 年度には高規格救急車を 2,913 万 8,000 円で購入しており、いずれも議会の議決を経ないまま契約していることが判明いたしました。

このことにつきましては、法的な手続を欠き、違法となる重大なミスであり、ご迷惑をおかけしましたことを、ここに深く反省をし、おわび申し上げます。

なお、この件につきましては、さきの懲戒委員会の決定を受けて、当時の担当を含め関係職員の処分を行ったところです。何より再発の防止が必要であり、今後、契約手順の見直しや職員研修での周知などにより、このようなミスが起きないように鋭意努めてまいります。

つきましては、有効な契約とするため、財産の取得について、改めて追認の議決をお願いするものであります。

以上、所信の一端とご提案を申し上げました各案件につきまして、その概要を説明いたしました。なお、細部につきましては、所管課長により説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第13号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）」の報告1件、議案第44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第50号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」までの議案7件、計8件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君登壇）

○企画財政課長（山田順行君） おはようございます。

まず初めに、今議会に提案いたしました補正予算は、8月から実施をいたしました市長等特別職を含め、職員の給料削減に伴う人件費の減額を全会計へ計上しております。

議案第45号、水道事業会計補正予算から第47号、後期高齢者医療特別会計補正予算、第49号、指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算、第50号、介護サービス事業補正予算については、当該人件費の減額のみでありますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

それでは、報告第13号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明をいたします。

歳出から説明をいたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費1,042万2,000円は、国の過疎地域等自立活性化交付金の採択を受けまして、本市の中でも過疎高齢化が進んでいる下川口地区の自立活性化を図るため、下川口市民センターを拠点として、地元野菜などを調理・加工した配食・宅配サービスの実施など、地域女性グループなどとの協働によりまして、地域支え合いの新たな仕組みづくりを実施するためのものです。

予算につきましては、運営に向けた体制の構築、整備に係る経費を計上しております。

7節賃金365万8,000円は、コーディネーター並びに配食サービスなどのニーズ調査を実施するための調査員に係る賃金であります。

8節報償費75万円は、研修会の開催に係る講師謝金であります。

9節旅費50万6,000円は、運営スタッフとなる地域ボランティアや職員の先進地視察などの旅費であります。

11節需用費234万9,000円は、下川口市民センターに配備する鍋、食器等の調理器具や軽量椅子など消耗品費に73万8,000円、栄養管理のための料理レシピ集作成の印刷製本費に39万2,000円、下川口市民センター1階、調理場床などの修繕料に104万

4,000円を計上しております。

14節使用料及び賃借料172万2,000円は、軽自動車並びにパソコンのリース料及び視察用バス借上料を計上いたしました。

18節備品購入費97万6,000円は、下川口市民センターに配備する冷蔵庫、食洗機などを購入するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

13款2項2目民生費補助金は、当該事業に交付される過疎地域等自立活性化推進交付金の補助限度額1,000万円を計上いたしました。

18款繰越金は、歳出予算の一般財源となる42万2,000円を計上しております。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,042万2,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ109億7,752万1,000円となります。この補正予算は、過疎地域等自立活性化推進交付金の採択を7月に受け、年度内に事業を完了するため、ニーズ調査の実施やコーディネーターの雇用など、早期の事業着手が必要であることから、7月26日に専決処分したものであります。

以上で、平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

次に、議案第44号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明をいたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の11ページをお願いします。

はじめに、各目に計上しました2節給料、3節職員手当等、4節共済費のうち、共済組合等負担金につきましては、職員の給料削減と4月の人事異動による現在の職員配置に伴う人件費に係るものでありますので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費、11節需用費737万6,000円は、コピー用紙や印刷機インク、マスターなど、庁内経費に係る消耗品費に215万9,000円、ガソリン・軽油の高騰などの影響から、公用車等に係る燃料費といたしまして521万7,000円を計上しております。

7目企画振興費、19節負担金、補助及び交付金82万1,000円は、窪津区長場のサッシ改修工事費に対し、工事費164万2,000円の2分の1を補助する集落整備事業補助金を計上いたしました。

13目財産管理費、25節積立金6,630万円は、平成24年度実質収支額1億3,255万5,000円の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

13ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、4節共済費、社会保険料27万1,000円、7節賃金176万円、9節旅費22万4,000円、11節需用費150万2,000円、備品購入費40万円の合わせて415万7,000円は、生活保護に至る前の生活困窮者の自立促進を目的とし、就労支援等の体制を構築するものでありまして、平成27年度施行予定の生活困窮者自立促進支援事業のモデル事業として計上いたしました。財源につきましては、全額、国庫補助金であります。

14ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費につきましては、平成27年4月から施行となる子ども・子育て支援新制度の実施に向けた予算を計上しております。

1節報酬5万4,000円、9節旅費2万6,000円は、本市における子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための審議機関といたしまして、土佐清水市子ども・子育て支援会議の設置費用に、また、13節委託料777万5,000円のうち、電子システム構築等業務委託事業577万5,000円は、新制度への円滑な移行のための既存システムの改修等を行うものであります。

また、同じく13節委託料の事業計画ニーズ調査委託事業200万円は、当初予算の保育所運営費に計上しておりましたが、事業内容から判断いたしますと、児童福祉総務費への計上が適切であるため、次のページ、3款2項2目保育所運営費から児童福祉総務費に組み替えるものであります。

19節負担金、補助及び交付金は、認可外保育施設支援事業費補助金75万3,000円の減額と安心こども基金認定こども園事業費補助金570万4,000円を計上しております。

昨年8月に成立いたしました子ども・子育て関連三法で、認定こども園運営費に対する支援策が拡大されたところであります。この施策を活用し、学校法人しみず幼稚園に対する支援策といたしまして、今回新たに園児1人当たりの補助額が多い安心こども基金認定こども園事業費補助金を活用することとし、従来の認可外保育施設支援事業費補助金から補助金の組み替えを行い、学校法人への支援を強化するものであります。

17ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金119万9,000円は、地域全体で農地など資源を守る活動に対して、国・県・市がその活動費を交付する農地・水保全管理支払交付金の追加採択等を受けて計上いたしました。

5款2項2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金は、森林整備を推進するための森林施業集約化の促進などの活動に対して交付をする森林整備地域活動支援交付金を事業量の増

加により、８０５万４,０００円、当初予算に計上した高性能林業機械スイングヤーダの単価高騰による追加といたしまして、高性能林業機械等整備事業補助金１７５万円、森林の健全な維持管理を目的に、森の工場で使用する２ｔダンプトラックの購入費に対して、補助対象経費３３７万２,０００円の２分の１を補助する地域林業総合支援事業費補助金１６８万６,０００円、森林施業の集約化、効率化を推進するための路網整備に対し、事業量２,７００ｍ、１ｍ当たり８００円を補助単価とする持続的森林経営確立総合対策実践事業費補助金２１６万円を計上いたしました。

事業主体は、森林整備地域活動支援交付金については、土佐清水市森林組合と高知県森林整備公社に、そのほかは、いずれも土佐清水市森林組合となります。

１８ページをお願いいたします。

３目鳥獣対策費、８節報償費７６８万８,０００万円は、有害鳥獣捕獲活動を集中的に行い、個体数の抑制を図るため、イノシシ・シカの捕獲報償金を１頭につき８,０００円上乗せをする鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業として、９６１頭分を計上しております。財源は、全額高知県鳥獣被害防止対策推進協議会からの交付金となります。

１９節負担金、補助及び交付金は、土佐清水市有害鳥獣被害対策協議会の実施するセンサーカメラを設置しての被害状況調査や被害防止対策講習会の開催など、事業費４１万２,０００円の２分の１を補助する鳥獣被害防止総合対策事業補助金２０万６,０００円、有害鳥獣捕獲の担い手確保対策として、狩猟免許の新規取得に係る経費の一部を助成する新規狩猟者確保事業費補助金２１万６,０００円を計上いたしました。財源は、全額、県補助金となります。

５款３項２目水産振興費、１９節負担金、補助及び交付金３４２万８,０００円は、高知県漁協の実施する清水と足摺岬の市場統合を図るための輸送用トラックの購入費に対し、漁業生産基盤維持向上事業費補助金を計上いたしました。

１９ページをお願いいたします。

６款１項１目商工振興費、１３節委託料１,１９９万６,０００円は、市内の個人経営者や事業所の課題解決を支援し、安定的な経営が行えるよう、経営計画の策定や国・県補助制度の情報提供及び活用のための企画立案、販路開拓への支援など、委託先の持つノウハウを活用しての中小企業等経営力強化・改善支援事業を計上しております。

３目観光振興費、１３節委託料９０万円は、来年の四国霊場８８カ所ご開創１２００年に当たりまして、多くのお遍路さんが参拝に来られることが予想されることから、休憩所やトイレ、宿泊施設等が一目でわかる遍路マップを作成する委託業務を計上いたしました。

４目観光商工施設費、１１節需用費５５０万円は、海のギャラリー、海の駅、足摺テルメなどの維持補修費として修繕料を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

7款4項3目清水第三土地区画整理費は、国の平成24年度補正予算で創設され、地域経済の活性化を図るための地域の元気臨時交付金5,010万円を既に計上済みの清水第三土地区画整理事業費補助金の財源として、地方債及び一般財源から国庫支出金へ財源更正を行うものであります。

地域の元気臨時交付金は、本年度に完了する事業が対象であり、当初予算編成の段階で、清水第三土地区画整理事業補助金の年度内完了は未確定でありましたが、事業の進捗から年度内完了の見込みとなりましたので、地域の元気臨時交付金の交付予定額1億5,992万8,000円から、既に予算計上済みを差し引いた5,010万円を計上したものであります。

21ページをお願いいたします。

8款1項4目消防施設費、15節工事請負費450万円は、下浦地区の避難場所の整備、あわせて国から無償貸与される消防団資機材の設置場所として、避難場所の舗装工事及び防災灯の設置費用などを計上いたしました。

6目災害対策費、25節積立金3,497万7,000円は、8月より実施をした特別職を含め、職員の給料削減によって生じた財源を防災対策加速化基金に積み立てるものであります。

9款1項2目4節共済費、社会保険料20万3,000円、22ページ、7節賃金126万円の合わせて146万3,000円は、中学校統合後のさまざまな問題を解消し、教育環境を整えるため、教育機関で勤務経験がある専門の支援員を派遣するための経費として、支援員の人件費を計上しております。

23ページをお願いいたします。

10款1項3目農業用施設現年補助災害復旧費は、6月30日の豪雨により被災した爪白農道の石積み擁壁復旧事業費を計上しました。

10款2項3目河川等現年補助災害復旧費は、6月10日から11日にかけての豪雨により被災した市道加久見横道線の法面復旧事業費を計上いたしました。

次に、歳入について説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

11款2項1目民生費負担金77万2,000円は、3款1項3目老人福祉費に計上した養護老人ホーム白藤園の入所1名に係る老人施設措置費委託料の財源として、個人負担金を計上しました。

13款2項1目総務費補助金9,955万3,000円の減額は、平成25年度当初予算の予算委員会でのご指摘に対する予算の組み替えであります。地域の元気臨時交付金の充当先科目に対応した予算の組み方とするための減額を行い、5目土木費補助金、1節道路橋梁費補助金

に2,420万円、4節都市計画費補助金に1億1,142万円のうち6,132万円、6目教育費補助金に1,183万3,000円、7目農林水産業費補助金に220万円、合わせて9,955万3,000円を総務費補助金から組み替えるものであります。

そのほかの国庫補助金並びに9ページ、14款2項県補助金につきましては歳出事業に伴う国・県の補助率に基づき計上をしております。

10ページをお願いいたします。

20款1項3目農林水産業債から8目災害復旧事業債までは、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しており、9目臨時財政対策債4,468万7,000円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

なお、臨時財政対策債の発行可能額は、今年7月に決定し、3億887万3,000円となったところであります。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億5,854万3,000円を追加し、予算総額から歳入歳出それぞれ111億3,606万4,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

次に、議案第45号「平成25年度土佐清水市水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明をいたします。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

収益的支出の1款1項2目上水道給水費及び配水費3万1,000円の減額、4目上水道総係費45万9,000円の減額、11目簡易水道総係費15万4,000円、合わせて64万4,000円の減額は、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

資本的支出の1款1項1目拡張改良費33万円の減額も、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

3ページをお願いいたします。

3ページは、収益的収支と資本的収支を合わせた資金計画であります。このたびの減額補正によりまして、資金が97万4,000円増加するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、第2条、収益的支出につきましては、既定の予算総額を64万4,000円減額し、補正後の予算総額は2億7,809万6,000円となります。

また、第3条、資本的支出につきましては、既定の予算総額を33万円減額し、補正後の予算総額は4億6,094万1,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第46号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明をいたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料並びに4節共済費合わせて71万8,000円の減額は、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金71万8,000円の減額は、人件費の減額に伴うものであります。

1ページをお願いをします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ71万8,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ2億4,228万2,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第47号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明をいたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料並びに4節共済費合わせて3万円の減額は、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

6ページをお願いをいたします。

3款1項3目その他一般会計繰入金3万円の減額は、人件費の減額に伴うものであります。

1ページをお願いをいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3万円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ2億6,897万円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第48号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」説明をいたします。

歳入歳出一括して説明いたします。補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料並びに4節共済費合わせて35万8,000円の減額及び3項2目認定調査等費、2節給料並びに4節共済費合わせて26万6,000円の減額は、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

5款1項3目償還金、23節償還金、利子及び割引料2,016万円は、平成24年度介護保険事業の確定に伴う国庫支出金等の返還金となります。

6ページをお願いいたします。

7款1項4目その他一般会計繰入金62万4,000円の減額は、人件費の減額に伴うものであります。

8款1項1目繰越金2,016万円は、平成24年度介護保険事業の確定に伴う国庫支出金等返還金の財源となります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,953万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ22億2,110万8,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第49号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明をいたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料並びに4節共済費合わせて557万7,000円の減額は、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

6ページをお願いいたします。

5款1項1目特別養護老人ホーム事業基金繰入金557万7,000円の減額は、人件費の減額に伴う財源として計上いたしました。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ557万7,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ4億4,693万5,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第50号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目短期入所生活介護事業費、2節給料並びに4節共済費合わせて24万2,000円の減額は、職員の給料削減に伴う人件費の減額であります。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目居宅介護サービス費収入24万2,000円の減額は、人件費の減額に伴う財源として計上いたしました。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ24万2,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ2,228万4,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

最後に、議案綴りをお願いいたします。

議案第53号から議案第59号までの議案7件は、平成24年度における各会計の歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時18分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めます。

議案第51号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」説明を求めます。

環境課長。

（環境課長 坂本和也君登壇）

○環境課長（坂本和也君） 議案第51号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

特別会計補正予算書の8ページ、歳出からお願いいたします。

1款1項1目一般管理費3万2,000円の減額は、人件費の削減に伴う1名分の給料、共済費であります。

2款1項1目太陽光発電施設設置費、24節投資及び出資金1,516万7,000円は、「新エネルギーを産業振興に生かす」「得られた利益を地域で還流させる」という高知県の第2期

産業振興計画の柱の一つとしての施策であります。うち型地域還流再エネ事業を導入する新規事業であります。

高知県、土佐清水市と高知県内企業の3者が共同出資し、太陽光発電事業会社を設立するための出資金1,516万7,000円であります。

施設面積は、約1万㎡、発電規模700キロワットの設備を考慮しており、今後の予定としては、今定例会議決後、県と市の基本協定、民間企業の募集、パートナー事業者選定、県・市・民間業者の三者協定を締結し、平成26年度に建設・売電を開始する計画となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入2款1項1目一般会計繰入金3万5,000円は、人件費の減額分と出資金の不足分を合計したものであります。

3款1項1目太陽光発電施設整備債1,510万円は、この事業に係る市の出資金を電気事業債で賄うものであります。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正は、太陽光発電施設整備債の限度額を本事業に1,510万円を追加し、限度額7億8,870万円とするものであります。

1ページをお願いいたします。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,513万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億9,755万7,000円となります。

以上、よろしくご審議願います。

**○議長（岡林守正君）** 次に、議案第52号「平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 田村和彦君登壇）

**○水道課長（田村和彦君）** 議案第52号「平成24年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明をいたします。

地方公営企業法が改正され、資本制度の見直しが平成24年4月1日から施行となりました。

その中で、利益の処分については、法第32条第2項で、毎事業年度に生じた利益の処分については、全事業年度からの欠損金を埋める場合を除き、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないとあります。

従来は、利益が生じた場合は、その20分の1をくだらない金額を減債積立金、または利益積立金として積み立てることが義務化されていましたが、義務化が廃止され、今後は条例によ

るか、または議会の議決により処分できることになったことから、今回、未処分利益剰余金 2 億 3,803 万 1,495 円のうち、3,000 万円を減債積立金に、2,000 万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越す議案を提出させていただきました。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡林守正君） 次に、報告第 10 号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第 12 号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告 3 件、議案第 60 号「土佐清水市債権管理条例の制定について」から議案第 67 号「財産の取得の追認議決を求めることについて」までの議案 8 件、計 11 件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 山崎俊二君登壇）

○総務課長（山崎俊二君） 条例案等について説明をさせていただきます。

議案綴りをお願いいたします。

報告第 10 号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案綴り 1 ページから 2 ページです。

平成 25 年 6 月 3 日、四万十市に出張中、車道から出張先の駐車場に入る途中、公用車の右後方に中学生が運転する自転車が接触いたしました。相手側右ひじに軽度でしたがすり傷が見られたため、念のため、病院で診てもらいましたが、ほかに特に異常はなく、7 月 5 日、病院の診察代 5,680 円を支払うことで和解となり、専決処分したことの報告です。

報告第 11 号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案綴り 3 ページから 4 ページです。

平成 25 年 6 月 19 日、足摺岬小学校職員駐車場に、児童送迎のためスクールバスをバックで移動中、とめてある大型スクーターに接触をし、外装部分等を損傷させました。7 月 19 日修理代 14 万 4,000 円を支払うことで和解となり、専決処分したことの報告です。

報告第 12 号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案綴り 5 ページから 6 ページです。

平成 25 年 6 月 11 日、第一加久見橋付近のカーブ手前を走行中、前方に対向車を確認、カーブでのすれ違いを避けるため、手前で停車したところに相手方車両が接触。双方の車両が損傷いたしました。

相手方が 70%、市が 30%の過失割合とし、割合に応じて修理代を負担することで、7 月 22 日和解となり、専決処分したことの報告です。

議案第 60 号「土佐清水市債権管理条例の制定について」議案綴りの 24 ページから 30 ペ

ージです。

債権の管理につきましては、公債権、私債権、また公債権にも税法に基づき強制執行できるものや、私債権に準じ処理の必要なものなど、各種あります。

現在、制定しています私債権の管理に関する条例に替えて、一部公債権も含め、各種債権の区分、処理方法を明確にし、より適正な債権管理とするための条例の制定です。

議案第 6 1 号「土佐清水市子ども・子育て支援会議条例の制定について」議案綴り 3 1 ページから 3 3 ページです。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市町村においても子ども・子育て支援事業計画の策定等の際には、関係者の意見を聞く必要があるとされ、公平を保つため、合議制の支援会議を設置する計画です。

それに伴い、条例の整備を行うものです。

議案第 6 2 号「土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 3 4 ページから 3 5 ページです。

三崎の田ノ内、土佐食の上になりますが、木造一戸建ての市営住宅があります。この住宅は通常より収入の多い方を対象とした特定公共賃貸住宅です。省令の改正があり、災害により家をなくされた方がこの特定公共賃貸住宅に入居する際の所得の制限が緩和をされました。それに伴う条例の一部改正でございます。

議案第 6 3 号「土佐清水市営住宅駐車場管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 3 6 ページから 3 7 ページです。

市営住宅汐見町第 2 団地に新たに駐車場の整備を行いました。入居者に貸付をし、使用料を月額 1,200 円とするための条例の一部改正です。

議案第 6 4 号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの 3 8 ページから 3 9 ページです。

南海地震対策を加速化させるために、総務課にあります南海地震対策係を分離し、専門の課を新たに設置するための条例の改正でございます。

議案第 6 5 号から議案第 6 7 号、本日、別冊により提案させていただきました財産の取得の追認議決を求めることについての 3 件につきましては、提案理由の中で市長のほうからも説明がありましたとおり、地方自治法の規定により、議会の議決が必要な財産の購入について、その手続を経ないままに契約していたことから、今回、追認の議決をお願いするものです。

この件につきましては、法令、条例に基づく行政執行が基本であるところ、そのことを欠いた重大な瑕疵と認識をしております。契約担当の私からも、改めておわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

議案第65号は、平成17年度災害対応特殊水槽付ポンプ自動車1台を、議案第66号は、平成20年度高規格救急車を1台を、議案第67号は、平成24年度スクールバス5台を購入したことにつき、改めて議会の議決をお願いするものです。

以上、審議につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、予算案並びに条例案等に対する内容説明を終わります。

次に、今期定例会に平成24年度土佐清水市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計歳入歳出決算の認定案並びに基金運用状況調書が提出されておりますので、この際、これに関する監査の報告を監査委員をお願いいたします。

監査委員、永野裕夫君。

（監査委員 永野裕夫君登壇）

○監査委員（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。今年の夏は、異常気象だという発表がございましたが、本市も大変暑い夏の8月でございましたが、皆さん、体調のほうは万全でございましょうか。

それでは、平成24年度土佐清水市水道事業会計決算並びに土佐清水市一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況について、その審査の概要と結果を報告をいたします。

詳細につきましては、お手元に配付をしております意見書をご参照ください。

まず初めに、水道事業会計についての報告をいたします。

水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

審査は6月5日、7日に書類審査を、そして19日に加久見上水道配水池ほか4カ所の現地監査を行いました。

審査に当たって、審査に付された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、また会計事務が正しく執行されているかを検証するため、決算諸表、そのほかの帳簿及び証拠書類と照合しながら、関係職員の説明を聴取するなどにより、実施をいたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された決算諸表、そのほかの帳簿及び証拠書類は、地方公営企業法、その他の関係法令等に準拠して作成されており、計数も正確で、平成24年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認めました。

なお、審査過程で見受けられました事務処理の不備等に対する軽易な事項は、その都度、関係職員に指摘をし、また指導をしましたので、省略させていただきます。

平成24年度の給水人口を見ると、上水道・簡易水道を合わせて208人減少し、それに伴って、総給水量も6万5,920㎥減少をしております。経営状況を収益的収支で見ると、収入額は2億8,404万円で、前年度と比較すると547万3,000円の減収、支出額は2億

3,413万7,000円で、1,095万4,000円の減額となっております。

収支では、4,990万2,000円の黒字となっておりますが、3条特定収入仮払消費税を差し引いた当年度純利益は4,917万7,000円となっております。

なお、説明では1,000円未満を切り捨てての説明とさせていただいております。

そして、これに前年度繰越利益剰余金の1億8,885万4,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2億3,803万1,000円となっております。このうち減債基金に3,000万円、建設改良積立金に2,000万円を積み立てると、来年度への繰越利益剰余金は1億8,803万1,000円となります。

それでは、審査結果につきまして項目ごとにご報告をいたします。

2ページをお願いいたします。

業務状況につきましては、給水人口が24年度末現在で7,526世帯、1万5,305人となっており、先ほど申しましたように、前年度と比較として上水道で7世帯18人、簡易水道は56世帯190人とそれぞれ減少しており、施設利用率も43.6%と0.8%減少をしております。

また、漏水量は、前年度に比べ、1万6,813m<sup>3</sup>減少していますが、漏水率はほとんど改善が見られておらず、その要因は昨年度に一定の改善が図られたのに、清水地区の漏水率が3%ほど上昇したことや、下ノ加江地区の漏水率が40%前後と高く、そのほかにも中浜、宗呂、貝ノ川地区の漏水率が30%を超えているためだというふうに思われます。

次に、予算の執行状況であります。収益的収支については、収入額が予算額の3億224万円に対して、決算額は2億8,404万135円となっており、前年度に比べ、547万3,693円の減収となっております。これは給水人口が減少したことに伴い、給水収益が722万7,925円の減収となったということが要因でございます。

なお、簡易水道に係る建設工事費の元利償還金や過疎債に対する交付税等を営業外収益として一般会計から2,581万3,448円繰り入れをしております。

給水収益の減収については、給水人口の減少が主な原因と思われそうですが、水道料金の未収金も増加傾向にありますので、この未収金に対する取り組みは大変重要だというふうに考えております。

一方、支出につきましては、予算額2億7,819万8,000円に対して、決算額は2億3,413万7,701円となっており、営業費用では減価償却費や資産減耗費が営業外費用では、地方債元利償還金の利息が減額をしたことにより、前年度より1,095万4,493円の支出減となっております。

次に、資本的収支及び支出について報告をいたします。

3 ページをお願いします。

当年度の資本的収入額は、久百々・大岐地区簡易水道統合事業の実施により、前年度に比べ2,961万1,000円の増収となっております。予算額に対する収入率が19%と低率なのは、久百々・大岐地区簡易水道統合事業が取水地や配水池、送配水管布設地の用地の確定や、取得等の事務手続が計画どおり進行できなかったことにより、主な工事が翌年度へ繰り越しとなったためということであります。

一方、資本的支出額も、前年度に比べ312万9,622円の減額となっております。その結果、収支で不足する1億1,247万2,629円は、過年度分当年度分損益勘定留保資金の7,614万7,448円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の32万5,181円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金600万円により、補填をされております。

意見書の3ページ、中段以降のその他の予算事項及び4ページ、5ページに掲載をしている経営成績や財務状況等についての説明は省略をさせていただきますので、あとでご確認をください。

なお、5ページの資産の状況で記載をしておりますとおり、以布利ダム建設にかかる費用については、これまで区分を有形固定資産の建設仮勘定として取り扱ってまいりましたが、以布利ダムが既に供用を開始していることから、ダム利用権として無形固定資産に区分を変更しております。

最後に、指摘及び要望事項を報告いたします。6ページをお願いいたします。

6ページについては、先般、決算審査の報告会で市長に対して、指摘要望としておりますが、特に、水道料の徴収、中ほどでございますが、報告いたします。

当年度の繰越未収金は4,987万2,730円で、前年度末の4,999万281円と比較すると、11万7,551円の減額となっております。

担当課では、未収金対策として口座振替を推進するとともに、督促通知を開始し、また6か月以上の滞納者に対しては、停水通知を発送した上で、連絡のない場合には停水措置を行い、結果的には分納誓約をさせるなど、一定の効果は見られているものの、今後、さらに未収金解消に向け、法的措置も含め、適正な債権管理並びに滞納整理を行うよう要望をいたします。

その他の要望事件については、あとでご確認をください。

水道会計は終わりました、続きまして、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況についての報告をいたします。

審査は、7月16日から25日の間、延べ7日間にわかって実施をし、市長から提出をされた関係書類については、決算の計数は正確であるか、予算執行が関係法規に準拠し、適正に執行されているか、資金は適正に管理され、効率的に運用されているか、財産の取得、管理及び

処分は適正に処理されているかなどに主眼をおいて、関係職員から内容を聴取するとともに、例月出納検査や定期監査の結果を参考にして、厳正に実施をいたしました。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数はいずれも正確で、関係法令に準拠して調整され、効率的かつ効果的に執行されており、予算の執行並びに財政の運営状況や基金の運用状況も、調書の計数は正確であり、適正に運用されているということを認めました。

以下、審査の概要と主な事項について報告をいたします。

意見書の2ページをお願いいたします。

一般会計及び特別会計の総計では、歳入歳出とも増加しており、形式収支では1億9,682万4,337円の黒字決算となっております。そのうち、翌年度へ繰越財源2,305万5,966円を差し引いた実質収支は、1億7,376万8,371万円の黒字となっております。

次に、一般会計の決算状況は、歳入決算額が125億2,032万6,966円で、歳出決算額は123億6,471万6,197円となっており、形式収支では1億5,561万769円の黒字決算となっておりますが、翌年度の繰越財源2,305万5,996円を差し引いた実質収支は、1億3,255万4,803円の黒字決算となります。

また、単年度収支は、1億748万2,714円と大幅な赤字となっておりますが、これは主に一般財源である市税、地方特例交付金、地方交付税等が減少したためで、これに積立金の1億2,692万5,722円を充当すると、実質単年度収支では1,944万3,008円の黒字決算となっております。

3ページをお願いいたします。

歳入は、調定額132億3,713万8,469円に対し、収入済額125億2,032万6,966円となっており、不納欠損を差し引いた最終的な収入未済額6億8,938万379円となっております。

歳入のうち、市税等による自主財源が22.58%、77.42%が地方交付税や国庫補助金等の依存財源となっております。

各款別の歳入状況は、4ページから6ページに記載をしておりますので、あとでご参照くださいませ。

6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額が123億6,471万6,197円となっており、前年度に比べ10億9,477万9,790円の増額となっております。その要因といたしましては、職員数の減少などにより、人件費が減少したものの、清水小学校の改築事業にかかる普通建設費や生活保護費等の扶助費が増加したためで、土木費等など総額で7億8,328万3,822円を翌年

度に繰り越しをしております。

また、性質別の決算状況については、人件費、扶助費等の消費的経費が41.59%で、普通建設費、災害復旧費等の投資的経費が29.96%となっております。各款別の支出状況は7ページから8ページに記載をしておりますので、後ほど、ご確認をください。

意見書の9ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計を含めた、5つの特別会計の決算額は、歳入総額54億8,554万6,080円に対し、歳出総額が54億4,433万2,512円で、差引残高4,121万3,568円となっており、それぞれの残額は翌年度への繰越金や基金積立金として処理をされることになっております。

各特別会計の決算状況については、9ページから10ページに掲載をしておりますので、後ほど、ご確認のほど、よろしく願いを申し上げます。

続いて、10ページの下段から11ページをお願いいたします。

財務分析については、27ページの表13に年度別の推移を掲載しており、本年度については、財政力指数が0.23%、経常収支比率が93.8%、実質収支比率が2.4%、公債費比率が18.5%、起債制限比率が14.8%、実質公債費比率が17.3%となっております。

12ページをお願いいたします。

各種基金の運用状況については、定期預金証書等と照合確認を行い、目的に添った基金運用が行われていることを確認いたしました。

13ページをお願いいたします。

財産については、財産に関する調書により審査をいたしました。その結果は、意見書の13ページ中段から14ページに掲載をいたしております。

14ページをお願いいたします。

現地監査においては、8つの事業について現地で担当者からの説明を聞きながら、施工状況を確認し、適正に施工されていると認めました。

続いて、指摘及び要望事項について報告をいたします。

市税の本年度末での収入未済額が、1億9,233万7,906円となっており、また、貸付金や使用料等の収入未済額も全体で1億770万1,824円となっていることから、滞納状況を的確に把握し、本年4月に新設された収納推進課と連携し、収納率向上を図るとともに、必要に応じて法的手段を検討するなど、より効果的な収納対策の推進を要望をいたします。

負担金、補助金、交付金については、補助金額に対して活動が明らかに少ないと思われる事例が確認されましたので、交付決定の際には、申請内容を厳正に審査をし、交付決定をするとともに、実績報告については、申請内容に沿った事業が実施されているか、確認の上、適正な

補助金交付を要望をいたします。

次に、財政の健全化について、起債制限比率が前年度に比べ2.0%上昇し、地方債の管理に配慮する必要があるとされる15%に近づくとともに、特に経常収支比率は高い状態が続いていることから、今後、一層の財務管理を要望をいたします。

また、健全化判断比率に対する財政健全化審査の結果については、実質公債費比率が17.3%、将来負担比率が156.3%といずれも早期健全化基準を下回っていますが、実質公債費比率が低下し、将来負担比率が上昇していることから、常に財政状況を正確に把握することが不可欠で、効果的な行政運営を推進し、財政の健全化に向け、より一層の努力を要望をいたします。

最後に、特別会計についてでございますが、各特別会計は、その設置目的に添って適正に施行されていることを認めました。しかしながら、本市の高齢化の進展に伴い、国民健康保険事業、後期高齢医療にかかる医療費や、介護予防にかかる事業費の増大が見込まれることから、保険税収等の財源の確保に努め、健全な事業運営を要望いたします。

なお、国民健康保険については、実際の基金残高が約6,937万円となっており、来年度以降においては一般会計からの繰り入れや場合によっては、繰上充用による決算処理が懸念されることから、早期の財源確保に対する取り組みを要望をいたします。

また、指定介護老人福祉施設事業及び介護サービス事業についても、実際の基金残高は、特別養護老人ホーム事業基金が約1億3,465万円、特別養護老人ホーム福祉基金は0円となっていることから、施設の運営体制の改善を強く要望をいたします。

以上で、平成24年度土佐清水市水道事業会計決算、一般会計、各特別会計決算及び基金の運用状況にかかる決算審査の報告を終わります。

**○議長（岡林守正君）** 以上で、監査委員の報告は終わりました。

次に、平成25年3月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果及び平成25年6月土佐清水市議会定例会で付託した陳情の審査結果について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

**○議会運営委員会委員長（武藤 清君）** 平成25年3月定例会で付託を受け、継続審査となっていた事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、市議会議案第1号「土佐清水市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

本件につきましては、議員発議により提案されたものでありますが、その提案理由として、来年8月に予定されている市議会議員選挙は、前回に引き続き二期連続の無投票となる公算が

大きい。厳しい財政状況が続いている本市の実態から、経費削減のため、議員みずから身を切る姿勢が必要と、次期一般選挙より議員定数を現行の14名から2名削減し、12名とするものであります。

委員会審査の中で委員より、市民の意見として定数削減をとの意見もある一方で、これ以上、削減すべきではないとの意見もあり、慎重に議論をすべきといった意見や県下各市の状況も勘案すべき、前回、無投票となったことは議会の責任ではないといった意見が出されたほか、議会基本条例に基づき、さまざまな角度で議論を深めるため、議員全員の意見を聞くべきとの意見も出されました。

このため、去る8月8日に開催された全員協議会において、議員一人ひとりの意見を伺った上で、同月12日に改めて当委員会を開催し、慎重に審査した後、採決した結果、本件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、平成25年6月定例会で付託を受け、継続審査となっていた陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。

陳情第1号「議員定数削減についての陳情」につきましては、同一趣旨である市議会議案第1号が原案可決となりましたので、みなし採択といたしました。

以上であります。

○議長（岡林守正君） 以上で、委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

議会運営委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

議会運営委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、議会運営委員会委員長に対する質疑を終わります。

議会運営委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

市議会議案第１号「土佐清水市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第１号「土佐清水市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

市議会議案第１号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第１号「議員定数削減についての陳情」は、既に同じ内容の市議会議案第１号が先ほど可決されていますので、本陳情については、議決不要といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

本陳情は、採択されたものとみなすことにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号は、採択されたものとみなします。

この際、午食のため、午後１時３０分まで休憩いたします。

午前 １１時 ５８分 休 憩

午後 １時 ３０分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第４、市議会議案第４号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

○議会運営委員会委員長（武藤 清君） 市議会議案第４号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由説明を行います。

昨年９月２０日開催の予算決算常任委員会におきまして、前市長より通年議会にさせていただくようお願いをしたいとの発言がありまして、議長から当委員会へ通年議会の導入に関し、調査研究するよう要請があったところであります。

これ以降、当委員会では、通年議会を導入することによるメリットやデメリット、導入に当

たって必要となる条例や会議規則の改正点などについて協議・検討を重ねるとともに、先ほど報告いたしましたとおり、平成２２年１月より、通年議会を実施している千葉県長生村議会を訪問し、視察研修も実施したところであります。

これまでの協議・検討結果としましては、通年議会を導入することで、議長により速やかに本会議を再開することができ、災害などの突発的な事件や住民からの請願・陳情など緊急の行政課題に対応することができることとなります。

また、これまでの課題であった地方自治法第１７９条第１項に基づく専決処分についても、限りなくなくなることとなり、議会のチェック機能の強化及び委員会活動の活性化が期待でき、より慎重な議案審査やより専門的な調査を行うことが可能となるとの結論に至ったところであります。

このことにより、当委員会としましては、議会が主導的・機動的に活動できるよう、定例会の開催回数を年１回とし、その会期を通年とする通年議会を来年１月から実施するため、本条例の一部改正について提案するものであります。

なお、このことにより、土佐清水市議会の定例会の回数を定める条例は廃止することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（岡林守正君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今、議題となっております市議会議案第４号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」は、過日、議会運営委員会でこの取り扱いについて協議をいたしました結果、本日、採決いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（岡林守正君）** ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第４号を採決することに決しました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第４号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（岡林守正君）** 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第４号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第４号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第４号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第４号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第４号「土佐清水市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第５、市議会議案第５号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」並びに市議会議案第６号「市長の専決処分事項の指定についての一部改正について」を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

○議会運営委員会委員長（武藤 清君） それでは、市議会議案第５号及び第６号につきまして、提案理由を行います。

市議会議案第５号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

改正内容としましては、通年議会を導入した場合でも、一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更がある場合などにおいては、この原則を適用除外できるよう、第１５条に「ただし、事情の変更があったときは、この限りでない」を加えるほか、第６５条の本文中、本会議における発言の取り消しまたは訂正ができる期限をその「会期中に限り」から「その審議期間中に限り」と変更することとしております。

いずれも来年１月より通年議会を実施することにより、ほぼ年間を通して会期中となることから、会議規則を見直すものであります。

次に、市議会議案第６号「市長の専決処分事項の指定についての一部改正について」であります。

先ほど、可決されましたとおり、本市議会は来年１月より通年議会を実施することとなります。これにより、ほぼ年間を通して会期中とすることから、地方自治法第１７９条第１項に基づく専決処分、つまり議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当する事例が限りなくなくなることが考えられますが、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決処分事項について、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理化を図るため、お手元に配付しておりますとおり、６項目を新たに追加し、計９項目について、市長の専決処分事項として認め、規定を行うものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今、議題となっております市議会議案第５号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」並びに市議会議案第６号「市長の専決処分事項の指定についての一部改正について」は、過日、議会運営委員会でこの取り扱いについて協議をいたしました結果、本日、採決いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第５号並びに市議会議案第６号を採決することに決しました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第５号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

次に、市議会議案第６号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第５号並びに市議会議案第６号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号並びに市議会議案第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第5号並びに市議会議案第6号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第5号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

市議会議案第5号「土佐清水市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、市議会議案第6号「市長の専決処分事項の指定についての一部改正について」を採決いたします。

市議会議案第6号「市長の専決処分事項の指定についての一部改正について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 2時54分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番矢野川周平君、2番森 一美君、3番小川豊治君、4番西原強志君、5番永野裕夫君、6番岡林喜男君、7番永野 修君、8番岡崎宣男君、9番瀧澤 満君、11番仲田 強君、12番井村敏雄君、13番橋本敏男君、14番武藤 清君、以上13人を予算決算常任委員会委員に。

1番矢野川周平君、2番森 一美君、7番永野 修君、8番岡崎宣男君、10番私、岡林守正、12番井村敏雄君、13番橋本敏男君、以上7人を総務文教常任委員会委員に。

3番小川豊治君、4番西原強志君、5番永野裕夫君、6番岡林喜男君、9番瀧澤 満君、11番仲田 強君、14番武藤 清君、以上7人を産業厚生常任委員会委員にそれぞれ指名いたします。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休 憩

午後 2時58分 再 開

○副議長(小川豊治君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、岡林議長から、職務上の理由によって、常任委員会委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、「議長の常任委員会委員の辞退について」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小川豊治君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の常任委員会委員の辞退について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議長の常任委員会委員の辞退について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡林議長は退席されました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、議長の常任委員会委員の辞退を許可することにご異議の方はござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小川豊治君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに決しました。

岡林議長の出席を求めます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番矢野川周平君、4番西原強志君、6番岡林喜男君、8番岡崎宣男君、11番仲田 強君、14番武藤清君、以上6人を議会運営委員会委員にそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休 憩

午後 3時02分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

先ほど選任されました各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長互選の結果についてのご報告がありましたので、この際、私からご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会委員長、7番永野 修君、同副委員長、1番矢野川周平君。

総務文教常任委員会委員長、13番橋本敏男君、同副委員長、2番森 一美君。

産業厚生常任委員会委員長、14番武藤 清君、同副委員長、6番岡林喜男君。

議会運営委員会委員長、11番仲田 強君、同副委員長、4番西原強志君。

以上のとおり、互選されましたので、ご報告いたします。

日程第8、陳情の付託についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情付託表のとおり、所管の委員会へ付託いたします。

なお、付託した陳情につきましては、会期中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

お諮りいたします。

明９月４日から９月８日までの５日間は、議案熟読のため休会といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君）　ご異議なしと認めます。

よって、９月４日から９月８日までの５日間は休会といたすことに決しました。

明９月４日から９月８日までは休会とし、９月９日午前１０時に再開いたします。

なお、質疑並びに一般質問の通告の期限は、９月５日午前１１時まででありますので、念のため申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後　３時０４分　散　　会